

さいたま市地区防災計画の提案に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の2に基づく地区防災計画の提案（以下、「計画提案」という。）に関する手続等について必要な事項を定めるものとする。

(提案の要件)

第2条 計画提案は、一定の地区内の居住者や当該地区内に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）が、共同で提案できるものとする。

2 計画提案者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市に結成の届出を行った自主防災組織
- (2) その他さいたま市防災会議（以下、「市防災会議」という。）会長が適当と認める者

3 計画提案の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 地区居住者等が協力して実施する防災・減災に向けた取組で、組織体制、平常時、災害発生時ごとの活動方法等について具体的に定めたものであること。
- (2) さいたま市地域防災計画（以下、「市地域防災計画」という。）に抵触しないこと。

4 計画提案を行おうとする者は、事前相談に努めるものとする。

(提案書等の提出)

第3条 計画提案者は、次に掲げる書類を市防災会議に提出するものとする。

- (1) 地区防災計画提案書（第1号様式）
- (2) 地区防災計画素案
- (3) 地区居住者等であることを証する書類の写し
- (4) その他市防災会議会長が必要とする書類

(事前確認)

第4条 市防災会議は、前条各号に掲げる書類が提出されたときは、次に掲げる事項について、さいたま市地区防災計画事前確認会議（以下、「確認会議」という。）を設置し、市防災会議に諮る前に次の事項について事前確認を行うものとする。

- (1) 計画提案の内容及び実施主体
- (2) 市地域防災計画との整合
- (3) その他市防災会議会長が必要と認める事項

2 確認会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 総務局長
- (2) 危機管理監
- (3) 総務局危機管理部長

- (4) 総務局危機管理部防災課長
 - (5) その他市防災会議会長が必要と認める者
- 3 確認会議の会長には、総務局長をもって充てる。
 - 4 会長は、確認会議を代表する。
 - 5 確認会議は、会長が開催し、その議長となる。
 - 6 会長は、確認会議の結果を市防災会議会長に報告するものとする。

(計画提案の審査)

第5条 市防災会議は、前条の確認会議の結果を踏まえ、提案された計画素案が市地域防災計画に定める必要があるか審査を行うものとする。

(審査結果通知)

第6条 市防災会議会長は、審査結果通知書(第2号様式)により、計画提案代表者宛てに前条の審査結果を通知するものとする。

(庶務)

第7条 この要綱に係る事務は、総務局危機管理部防災課にて行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市防災会議会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

さいたま市防災会議会長
（さいたま市長）

計画提案代表者氏名

地区防災計画提案書

1 計画提案者

団体名	
代表者名	
代表者連絡先	
代表者住所	

2 提案計画概要

計画名称	
目次・内容 等	

3 団体による計画提案の確認

☐ 本提案書で提案する計画は、計画提案団体の総意として作成されたものであり、市への提案についても、計画提案団体による総意のもとに行っていることを申し添えます。

4 その他

備考 等	
------	--

<添付書類>

1 地区防災計画素案

2 計画提案者が地区居住者であることを証する書類の写し

（計画提案者が団体の場合にはその代表者が地区居住者であることを証する書類の写し）

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

（計画提案代表者氏名） 様

さいたま市防災会議会長
（さいたま市長）

審査結果通知書

さいたま市防災会議で審議された審査結果を通知します。

1 計画名称 等

計画名称	
代表者氏名 (団体名)	
連絡先	
住所	

2 審査結果

審査結果	理由